

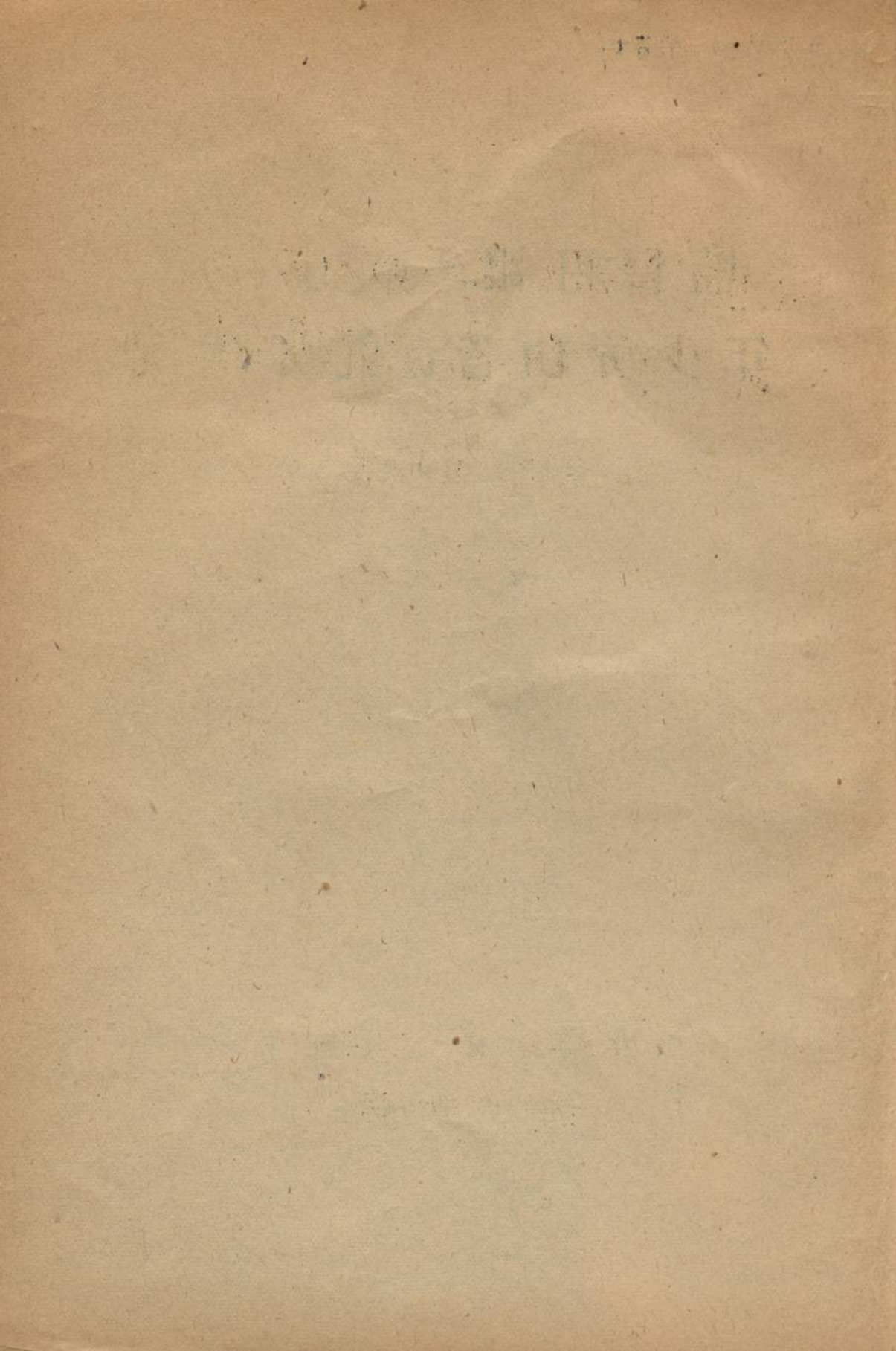
3 年少労働一般資料

2 88-1 No 3

監督月報にあらわれた 年少労働者の就労状況

自1950年1月至3月

労働省婦人少年局
年少労働課



監督月報にあらわれた年少労働者の就労状況 自 950 1月
至 全 3月

監督実施状況

監督実施監督官数

1 月 2 月 3 月
1,599人 1,570人 1,564人

監督延日数

16,422日 16,863日 18,948日

監督旅費総額

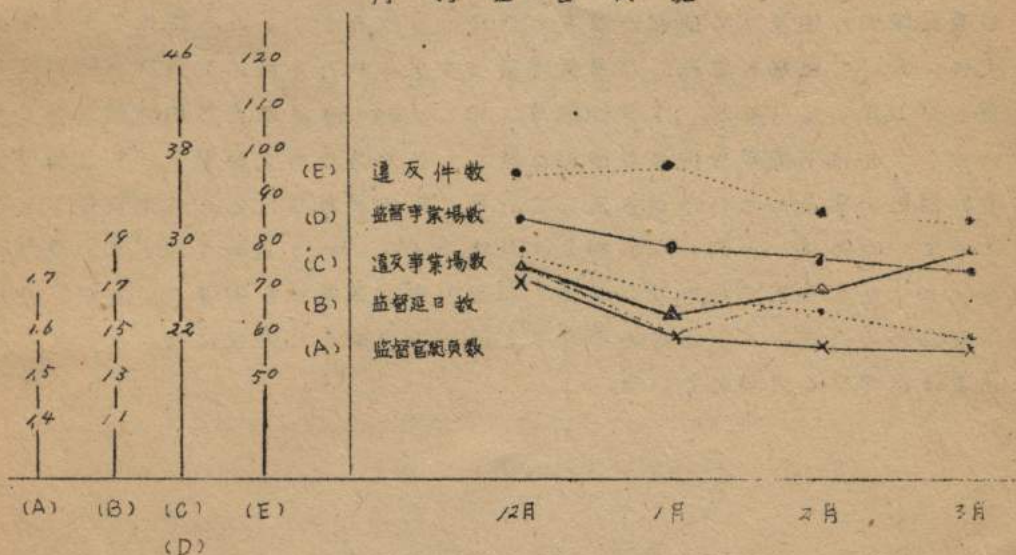
2,189,668円 2,508,350円 2,526,351円

1月の監督実施監督官数は前月より約70人（12月1,670人）の減少であるが、24年中の平均1,589人よりは若干上廻っているこれは1月の現員総数（2,406人）の64.8%（前月68%）に当る一監督官当りの監督日数は10.3日で24年中の平均日数と同じである

2月の監督実施監督官数は前月より僅かに減少しているが、監督日数は逆に若干前月を上廻っている、従つて一監督官当りの監督日数は前月の10.3日から2月は10.7日強となつてゐる、2月の監督官現員総数（2,470人）中に占める監督実施監督官数の比率は63.6%（前月64.8%）となつてゐる。3月の監督実施監督官数の監督官現員総数（3月1日現在2,469人）に対する比率は63.3%（前月63.6%）で監督官の出勤率は前月に引続き減少している。

監督実施監督官数の減少にもかかわらず監督延日数は未施行以来の最高を示した、従つて一監督官1月当監督日数も12.1日（前月10.7日24年平均10.3日）と増加している。

月別監督状況



単位 X 1,000

2. 監督を実施した事業場数

	1月	2月	3月	12月
監督実施事業場数	30,087	29,414	26,877	31,388
一般監督によるもの	27,156	26,241	22,734	28,316
申告に基く監督によるもの	2,931	3,173	4,143	3,072

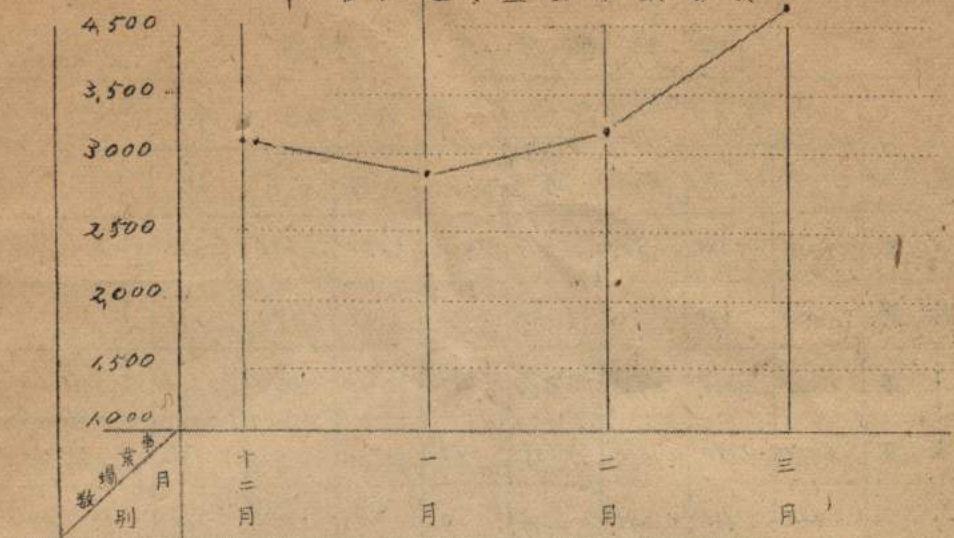
1月の監督実施官数は監督日数の減少に伴つて前月より減少している。に基く監督事業場も前月よりは若干減少しているが、賃金不払等の申告が多かつた。2月とあまり相違がないのは總体的にみて依然増加の傾向を続けているといつてよいであろう。なお24年中の監督事業場の1日当り平均は総数では33,74/申告に基く監督事業場のみでは2,613である。

2月の監督実施事業場総数では前月に比し673件の減少であるがその中申告に基く監督によるものは前月に比し245件の増加で施行以来の最高件数を示し一昨年以来の増の傾向を持續している。これは賃金不払等に関する労働者にも基準法の存在が相当程度認識されて来ていることによるものといえよう。なお一監督官1月当りの監督事業場数は1.87で前月と同じ(昭和24年中の平均は2.12)である。

3月の監督実施事業場は総数では前月に比し2,577件の減少で本年1月以降減少を続けている。

監督実施官の1人1日当監督実施事業場数は1.4(24年平均2.1本年1月1.82月1.7)1人1日当の監督事業場は1.22(24年平均2.12本年1月1.82月1.7)と次第に減少していることは上述の1人1月当監督日数の増加と相俟つて監督の程度が深化しつつあることの証佐であろう。申告に基いて監督を実施した事業場数は多少の例外を除いて施行当初以来一貫して上昇しているが、3月は前月に比し1,000件の増で最高件数を示している。これは勿論申告件数の増加に基くものであるが、監督署に対する労働者の認識が深まつている事を示している。申告があつたものの中監督が実施されているのは、8割〜9割(3月は85.4%)であるが、その差は申告があつても事業場の不明なもの、申告内容が基準法と関係ないもの、全一事業場よりの申告がダブつた場合などで申告があつた場合は原則として、監督は遑滞なく行われている。

申告に基く監督事業場数



(1)

申告件数及び監督実施件数

月別	申告件数	監督実施件数	監督実施率	申告に基く監督事業場数
1月	3,471	3,925	88.4	27,156
2月	3,971	4,612	86.1	26,241
3月	4,849	4,961	97.7	22,734
計	12,291	13,498	91.1	76,131

これを規模別に見ると2表の如く小規模が一番多く中大の順となる。

(2)

規模別監督実施事業場数

月別	申告によらないもの				申告によるもの				合 計			
	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小	計
1月	1,591	10,501	15,064	27,156	165	1,152	1,614	2,931	1,756	11,653	16,678	30,087
2月	1,489	9,824	14,868	26,241	175	1,193	1,803	3,171	1,664	11,077	16,671	29,412
3月	1,295	9,272	12,167	22,734	215	1,588	2,340	4,143	1,510	10,860	14,507	26,877
計	4,375	29,657	42,139	76,171	555	3,933	5,757	10,245	4,930	33,590	47,858	86,376

さうにこれを業種別に見ると監督の対象となつた業種は工業(法八條第一号)関係が圧倒的に多く、全監督事業場の約6割となつてゐる。

以下商業(オハ号)関係、交通(オ四号)関係、土建(オ三号)関係、接客娯楽(オ一四号)関係、金融(オ九号)関係の順となつてゐる。

業 種 別 監 督 実 施 事 業 場 数

(通称) 業種別 番号	申告によるもの				申告によるもの				合 計	
	業種別	1 月	2 月	3 月	計	1 月	2 月	3 月		計
1 工業	13,310	15,528	14,807	43,645	1,681	1,857	2,556	6,094	51,739	
2 鉱業	352	398	380	1,130	94	79	92	265	1,395	
3 土建	1,362	1,599	1,463	4,424	454	471	580	1,505	5,929	
4 交通	2,935	1,190	810	4,935	93	112	103	308	5,243	
5	222	261	251	734	20	29	23	72	806	
6 農林	254	415	256	925	92	98	129	319	1,244	
7 畜産水産	93	115	108	316	36	50	55	141	457	
8 商業	2,751	2,919	1,794	7,464	221	222	311	754	8,218	
9 金融	616	513	547	1,676	34	27	48	109	1,785	
10 映画演劇	259	256	187	702	14	16	18	48	750	
11 通信	33	5	10	48	2	0	1	3	51	
12 教育研究	208	325	144	677	34	13	12	59	736	
13 保健衛生	369	343	282	994	17	16	33	66	1,060	
14 娯楽	925	703	374	2,002	52	68	70	190	2,192	
15 清掃焼却	13	3	17	33	0	2	1	3	36	
16 官公署	256	381	291	928	22	28	17	67	995	
17 其他命令 で定められたもの	1,198	1,297	1,013	3,508	65	85	94	244	3,752	
計	計	27,156	26,251	22,734	76,141	2,931	3,173	4,143	10,247	86,388

3. 監督実施事業場における労働者数

3ヶ月間における監督の対象となつた全労働者数は3,523,118(男子2,646,814人女子、825,552人、年少者 300,952人)であり或半労働者、10人強に対し年少者1人の割合である。

なお10月においては監督実施事業場数における労働者数は2,587人(前月1,229人)一般監督によるもの、1,107,307人(前月1,094,469人)申告に基づく監督によるもの122,280人(前月126,600人)前月と比較すると統計に於て事業場数は減少しているにわらず労働者数は申告に基づく監督において減少しているが一般監督において12,838の増加で総数に於て若干の増加になつてゐるのは大規模事業場が多かつたためである

2月に於ては監督実施事業場の減少にもかかわらず労働者数は総数においては僅かながら前月を上回つてゐる

3月においては監督実施事業場数の減少に伴つて総数においては減少しているが申告に基づく監督実施事業場のそれは増加している。

④

労働者数

		男 子	女 子	年 少 者	計	合 計
1 月	申告によるもの	91,414	23,018	7,848	122,280	1,229,587
	申告によらぬもの	844,405	183,123	79,779	1,107,307	
2 月	“	91,900	20,916	8,394	121,210	1,275,600
	“	880,317	196,774	77,299	1,154,390	
3 月	“	133,070	27,059	10,514	170,643	1,017,931
	“	605,808	174,362	67,118	847,288	
計	“	316,384	70,993	76,756	464,133	3,523,118
	“	2,330,530	554,259	224,196	3,108,985	

4. 許可及び認定件数

許可件数、総数は3ヶ月を通じて1,638でそのうち年少者関係は、873で、全体の54%である。

これを月別に見ると、56條関係(年少者の就業)は、12月と、1月と同様で、2月において減少し、3月には、倍數に増加している。

62條関係(交替性小夜業)は、12月ともほどつと減少したが3月には56條と共に増加している、認定件数は海68條(解雇事由)関係のものが

(6)

1月に僅かに1件のみである

⑤

許可認定件数

月 別	許 可 件 数					認 定 件 数	
	年少者関係		計	基準法の許可件数	年少者関係許可率	年少者関係68条	基準法認定件数
	56条	62条					
1 月	241	47	288	5,341	54	1	448
2 月	171	41	212	5,190	41	0	648
3 月	318	75	393	5,856	67	0	700
計	730	163	893	16,387	54	1	1,796

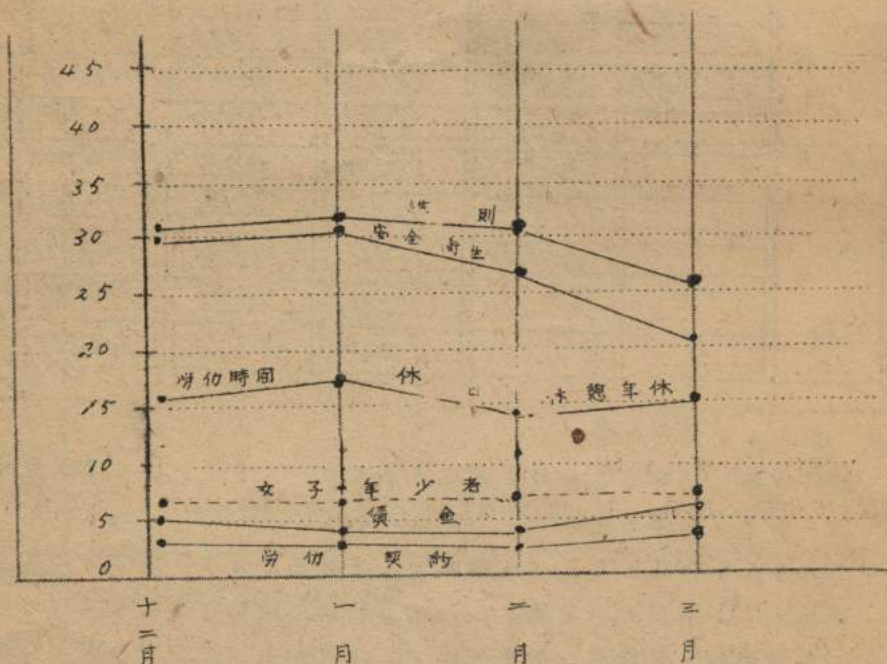
違反 概要

1) 違反件数

1月に於ける違反件数は96,870でそのうち年少者関係の違反件数は、4,409で 約4.6% に当り12月に比較し減少しているが2月、3月と漸次増加して4.9%

5.2%となつている。

主 要 な 違 反 件 数 (章 別)



単位 X 1000 件

⑥

違反件数及違反事業場率

月別	違反件数	事業場数 関係違反件数	D C	監督実施事業場数			B A	C B	D B
				違反のあつた 事業場数	違反のあつた 事業場数	計(A)			
1月	96,870	4,409	4.6	26,081	4,006	30,087	86.7	3.7	16.9
2月	88,469	4,363	4.9	24,915	4,499	29,414	84.7	3.6	17.5
3月	82,428	4,534	5.2	22,540	4,337	26,877	83.9	3.9	20.1
計	267,767	13,306	4.9	73,536	12,842	86,378	85.1	3.7	18.1

1月の違反事業場は監督実施事業場の減少に伴つて減じているが違反件数は僅かに前月を上廻っているが年少者関係はぐつと減少している。

10月以降漸減の傾向で2月、3月ともに減少を続けている。

監督実施事業場中違反事業場の占める割合も、1月86.7% 2月84.7% 3月83.9%と減少の1路をたどっている。

一違反事業場当りの違反件数は僅かに上廻り、3月では3.9となつている

(2) 違反事業場の規模

オセ表に示す如く違反のあつた、事業場を規模別に見ると小規模事業場に最も多く、ついで中規模、大規模と減少しているが、3月においては小規模より中規模が僅かながら上廻っている。

⑦

事業場別規模別違反数

月別	監督事業場総数				違反のあつた事業場数				X	Y	Z
	大(A)	中(B)	小(C)	計	大(X)	中(Y)	小(Z)	計	A	B	C
1月	1,756	11,653	16,678	30,087	1,464	9,946	14,671	26,081	83.4	85.4	88.0
2月	1,665	11,077	16,672	29,414	1,263	9,321	14,331	24,915	75.9	84.1	86.0
3月	1,510	10,860	14,507	26,877	1,221	8,276	12,043	22,540	80.9	85.4	83.0
計	4,931	33,590	47,857	86,378	3,948	28,543	41,045	73,536	84.1	85.0	85.8

(3) 条文別違反件数

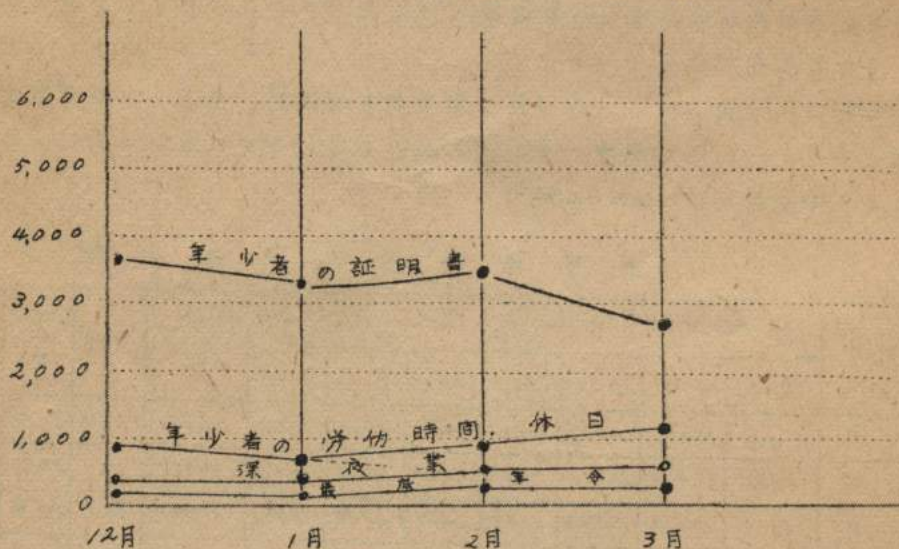
第8頁は労働基準法中年少者関係のものを条文別に表はしたものである。これによると、法第57條（年少者の証明書）関係が最も多く違反件数の67.3%を占め、次に多いのは法第60條（年少者の労作時間・休日）関係の19.2%で57條とは非常な開きを見せている。

⑧

條條文文別別違反件件数数

順位	法 條 文	1 月	2 月	3 月	計	%
	計	4,409	4,363	4,534	13,306	100
4	56 最 底 年 令	141	113	137	391	2.9
1	57 年 少 者 の 証 明 書	3,030	3,038	3,890	8,958	67.3
6	58 未 成 年 者 の 労 働 契 約	37	30	44	111	0.8
7	59 全 上	11	20	25	56	0.4
2	60 年 少 者 の 労 働 時 間, 休 日	742	798	1,007	2,547	19.2
3	62 深 夜 業	319	242	287	848	6.4
5	63 危 険 有 害 業 務 の 就 業 制 限	118	110	121	349	2.6
8	64 坑 内 労 働 の 禁 止	8	8	18	34	0.2
7	68 帰 郷 旅 費	3	4	5	12	0.1

年 少 者 関 係 違 反 件 数



局	違反條文	事 件 の 内 容	措 置
宮城	24	日本水産詰株式会社々長和泉健雄及び専務	25年1月20日 仙台 地検 石巻支部に送致。
	32	木村伝次郎の両名は24年5月以降10名(	
	35	男5女2年少者3)の労働者に対し	
	57	1. 11月分給料全額不払	
	60	2. 規定なく延84日間の休日労働及び延7	

	101	1	クク時間の時間外労働をさせ、	
		2	その割増賃金を支払わず	
		4	女子2名及び年少者2名に対し延クク時間の深夜業を行わせ、	
		5	二重のタイムカードを作成し、4年8月の監督の際虚偽の陳述を行い違反の発覚を免れ、4年12月の監督の際も同様虚偽の陳述を行って免れようとした。	
山形	32		川崎医療器製作所(男ノ8ノ名女ノ37名年少者ノ10名)の所長川崎勇は輸出向け耐震を製造しているが、4年12月21日夜間臨時検査を実施したところ、4年11月4日以降、2100名余年少者20名余に対し法定の制限を超えて時間外労働をさせ、又一部の女子を深夜に労働をさせていたことを確認した。	従来功みに違反を陰謀企及、命審案、出要求、し又、い証、経、成結つたので、13日山形地検に送致。
神奈川県	5		新橋製パン所(男ノ名女ノ名年少者2名)の労働者森田某の申告に基いて監督したところ、次の違反を発見した。	1月18日横浜地検に送致
	32		1. 年少者に対し精神の自由を不当に拘束して労働を強制した。	
	34		2. 法定なく時間外、休日労働を行わせた。	
	37		3. 法定の休憩時間を与えず、	
	56		4. 時間外、休日、深夜労働に対し割増賃金を支給せず	
	57		5. 労働者森田某が、4年9月21日未明業務上負傷し入院したに拘らず休業補償を行わず	
	62		6. 14才未満の者を製パン作業に使用、	
	63		7. 年少者の年令証明書を備えつけず	
	76		8. 年少者を深夜業に使用し、	

		9 年少者を40Kg入り小麦粉袋を運搬する業務に使用した。	
徳島	56 60	日本専売公社徳島地方局(男63名女153名年少者20名)では新制中学在学中の女子(15才の者、6名/4才の者 3名)を原料混合の作業に従事させていることを、1月20日の監督によつて発見した、又生徒を使用するまでの至緯については、販葉安定所及び教育庁が関係していることを認めた。	1月21日販葉安定所教育庁及び専売公社の三社を会合せしめ専売公社については違反事実を確認させ読書を徹した。安定所及び教育庁に対しては今後のこの事件を繰返さないよう警告を差した。なお1月23日安定所教育庁学校長父兄専売公社と会合した結果96に對し3月の卒業日まで全免優学せめた
鹿児島	5	徳重純義は24年2月より12月の間年少者山口某を農耕労働者として使用したがその面朝は3時より夜の11時頃まで労働させ仕事の量が少いといつては減食させまた仕事が多いといつては暴行を加え繩をしばつて逃亡を監視する等身体の自由を不当に拘束して労働を強制した。	1月19日鹿児島地検に送致。
北海道	20 35 56	旭川市小森新聞販賣店(男3名年少者26名計30名)では15才未満の児童を使用許可を受けず配達人として使用していた、23年11月以降現在まで児童の配達人の希望と称して休日労働をさせていた。又専業配達人柴田某は昨年12月使用者に對して年末手当の支給を要	本件6販賣店央23年10月以降再三指導を加え戒告を与えていたにもかゝらず違反を継続していた

束していたが、又今年1月10日予告手当を支給せずして即時解雇した。

旭川監督署ではこの外旭川市内の五新聞販売店についても、ほぼ全社の違反が行われていることを発見した。

この日2月20日
6店の使用者共
旭川地検に送致した。

愛知

- 32 24年12月21日名川紡布工場(男39名
34 女89名年少者23名計151名)を再監督
60 したところ次の違反を発見した。
1. 24年12月21日～22日投定なしに労働者121名に対し、延々611時間の時間外労働をさせ
2. 上記期間1日11時間半の労働に対し、休憩を30しか与えず。
3. 全期間年少者30名に1日8時間を超えて延々208時間の時間外労働をさせた

事業主石川ス教
及事務員礎貝
正朝は法を知り
ながら敢て違反
していたものを悪
質と認められるの
で2月22日名古屋
地検半田支部に
致した。

京都

- 5
121 岡島友仙工場(男7名女10名年少者3名計17
名)の工員花沢某よりの申告により24年1月
12日監督したところ、全従業員監督一の親方
之助は24年9月～11月の間、住込工員
5名を連日午前3時～5時に腕力を用いて
起床させ直ちに労働させ引籠り午後7時～
10時まで就業させ工場の門に施錠し予定作
業終えるまで固門せず全員に作業を強制した。
又24年10月中旬頃、住込工員藤沢某が過
労で発熱しているにもかかわらず午前3時に棒
をつき起し労働を強制した。

1月13日投定
差押令状を執行
(証拠品を押収)
2月8日の親方
之助及び事業主
岡島金太郎と京
都地検に送致
した。

兵

- 6
20 近畿電気工事(株)豊岡営業所(男39名女
24 2名年少者2名計41名)の所長代理大坪甚
吉は24年6月頃労働者上崎某を予告手当
を支給せずして即時解雇し、全年9月8名の

大坪甚吉を24条
違反として、桐原
木、川崎の各名
を24条違反として

		賃金計算に際し出勤日数延々の日	それそれ2月28日
		を削減して5480円を支払わず	神戸地検に送致
		又23年9月以降24年10月の	した。
		間所属各班の賃金支払に際し、	
		各班長に一括交付し直接支払をし	
		なかつた。	
		全営業所班長たる、松原要治郎、	
		青木寅男、川崎菊之助は23年9	
		月以降それぞれ自己の所属班員3名	
		6名及び5名の賃金支払に加入し	
		それそれ47,165円 74,8	
		44円及び38,000円の利益を	
		得ていた。	
茨城	32	霞浦絹業台名会社(男12名女6	本は23年11月
	35	4名年少者15名計29名)では	8日及び24日
	61	24年6月より11月に至る間会	所13日の2回に
	62	社前干操所において前干操作業に	係る監督の際
		従事する女子労働者21名に対し	女3年少者の時間
		延55日の休日労働全39名に対	外休日労働の
		し延465時間の深夜労働に従事	違反を摘発さ
		させた、又会社機織工場において	れ戒告を受けて
		前受付及び機織作業に従事する年	いるにも拘ら
		少者3名に対し延10日の休日勞	ず違反を継続し
		働、全6名に対し延208時間の	ていたもので中
		時間外全5名に対し延60時間の	年3月10日神戸
		深夜業をさせた	地検に1件
			書類を送致した。
富山	60	日本	79名女65
	61	名を	22名計166名)の染
	62	組、	び野田某の
		兩名はヘッチ	1日より
		24年2月7日までの間年少者	
			3月1日富山
			地検へ送
			知した。

及び女子工員2名に対し延1040時間の
時間外労働をさせまた39日の休日労働及び
延816時間の深夜業を行わせていた。被疑
者等は基準法の規定を熟知しながら輸出品の
納期を理由としてこれらの違反を行い、且つ
二重帳簿を作製違反事実の隠蔽を計っていた
ものである

佐賀

5 市丸鉱業所久岡炭鉱(男61名女17名年少
25 者8名計88名)では下記の違反を行つてい
32 た。

3.5 1 24年6月以降12月までの間女子20
3.6 名に対し延5585時間の時間外及び延9
6.1 24時間の深夜業をさせた。

6.2 2 上記期間中に年少者5名に対し、時間外労働
6.4 延1155時間深夜業延556時間行わせた。

3 女子15名に対し、延51日1434時間の
の休日労働を行わせ

4 年少者5名に対し延49日404時間の休
日労働を行わせ

5 48名の坑内労働者に2時間を超える時間外
労働を延2469時間行わせ

6 年少者に坑内労働をさせ、

7 選炭婦20名が連日の運動で疲労したため
運動を拒否したにも拘らず運動しなければ賃
金を支払わないといつて労働者の意志に反し
運動せしめ、

8 25年1月採炭夫某が病母の診療費のため
賃金の非常暗払を請求したのに対し、請求し
得る金額は8,000円を超える筈であるのに
3回に分けて計1,200円を支払つたのみで
ある。

3月4日一件
書類を佐賀地
検へ送致した。

